

## 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方へ

### 70歳の誕生月の翌月<sup>※</sup>から医療費の 窓口負担が **2割**になります

(※ただし、各月1日が誕生日の方はその月から2割になります)

- ・70歳から74歳の方の窓口負担は法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

#### 対象者

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方  
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

#### 2割となる時期

70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)から  
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。

#### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

## 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方へ

### 平成26年4月以降も医療費の 窓口負担は **1割**のまま変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、3割から1割になります)

- ・平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

#### 対象者

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方  
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

#### ご注意

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。  
(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

- ・詳細は、所属の支部事務所へお問い合わせください。

## 「組合員現況調査」にご協力いただき ありがとうございました

保険証の更新時期にあわせて、今年1月に実施いたしました「組合員現況調査」につきまして、調査票の提出にご協力いただきありがとうございました。皆様のご協力に対し、誌面をもって厚く御礼申し上げます。

また、組合員の資格についても、厚生労働省より強く適正化を求める通知が出ている上、会計検査院の实地検査の対象となっています。

つきましては、今後も定期的に調査を行い組合員資格の適正化を図ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 交通事故など第三者から傷害を受けた場合

#### ◆本来加害者が支払うべきもの

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをしたり病気になったりしたときは、被害者に重大な過失がない限り、かかった医療費は本来加害者が負担するべきものです。

しかし、加害者がすぐに損害賠償に応じてくれないときなど、さしあたっての病院への支払いに困ることになります。こういう場合、被害者の保険を使って治療を受けてもいいことになっています。



#### ◆必ずすみやかに職別国保へ届け出を

保険で診療を受けたときは、加害者が負担するべき医療費を組合が一時立て替えているわけで、組合はあとで加害者または自賠責保険・任意保険の事業機関に対し、立て替えた医療費を請求しなければなりません。

そのため、第三者の行為による傷病の治療に保険を使ったときは、できるだけすみやかに組合へ届け出てください。また、組合から第三者行為に係る書類が届いたら、必ず期限内に返送してください。

#### ◆示談の前に必ず相談を

保険で立て替えた医療費については、被害者と加害者の間で勝手に示談することはできないことになっています。また、交通事故などでは、後遺障害の危険もあり、安易な示談は禁物です。治療に保険を使ったときは、必ず示談の前に組合に相談してください。

※交通事故ではどんな小さな事故でも、必ず警察に届けましょう。